

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年3月3日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 21 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	低圧復水ポンプ(A)吐出弁駆動用電動機からの異音が認められたため、当該電動機を点検。	D	
2	1号機	非常用ディーゼル発電機(A)軸受温度指示計点検において、計器精度に判定値外れが認められたため、当該指示計を交換。	D	
3	1号機	非常用ディーゼル発電機(A)点検において、ターニングスイッチ操作用延長ケーブル不良により逆転操作スイッチが入らない事象(正転は可)が認められたため、当該延長ケーブルを補修。	D	
4	1号機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備制御盤点検において、端子台3個の破損(端子台機能には問題なし)が認められたため、当該端子台を交換。	D	
5	1号機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備計器用変圧器点検において、端子台カバー用爪(1箇所)に破損が認められたため、当該端子台カバーを交換。	D	
6	1号機	原子炉隔離時冷却系ポンプ駆動用蒸気タービンの蒸気加減弁点検において、グラウンド締付ボルト1本にかじり及び他1本の締付ボルトの頭部に摩耗が認められたため、当該ボルトを交換。	D	
7	1号機	電動駆動原子炉給水ポンプ(B)用油タンクガス抽出機電動機点検において、負荷側・反負荷側軸受けケース及び回転子軸の軸受け部に摩耗が認められたため、対応検討。	D	
8	1号機	制御棒駆動機構(22-15)取外し作業において、ピストンチューブナットに固着が認められたため、対応検討。	D	
9	1号機	循環水ポンプ(C)点検において、ポンプのシャフトスリーブにライニング剥離及び軸受、スリーブに摩耗が認められたため、対応検討。	D	
10	1号機	復水貯蔵タンク水位調整弁点検時、ポジションナー内部フラッパーアーム軸受部に摩耗が認められたため、当該フラッパーアームを交換。	D	
11	1号機	原子炉冷却材再循環ポンプ用可変周波数電源装置(B)駆動用電動機点検において、同電動機固定子の楔に、20本の緩み楔が認められたため、当該固定子の全楔を打替。	D	
12	1号機	復水回収タンク水位調整弁点検時、ポジションナー内部部品に切れ及び変形並びに摩耗が認められたため、当該内部部品を交換。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	1号機	補機冷却海水ポンプ(A)点検時、犠牲極板(リング、板)に腐食による減肉が認められたため、対応を検討。	対象外	
14	1号機	気体廃棄物処理系排ガス真空ポンプ(B)用電動機点検において、反負荷側軸受ケースに摩耗が認められたため、対応検討。	D	
15	1号機	所内電源設備480Vパワーセンター(1C-1)点検において、地絡継電器に動作不良(動作しない)が認められたため、対応検討。	D	
16	1号機	低圧タービン#3入口組合せ中間弁スプリングハウジング取外し作業において、取付ボルト・ナット1本にかじりが認められたため、当該ボルト・ナットを交換。	D	
17	1号機	電解鉄イオン供給装置海水供給ポンプ(B)試運転時、停止中のポンプ(A)が逆回転したことから、同ポンプ吐出逆止弁にシートリークが考えられるため、当該逆止弁を点検。	D	
18	1号機	主蒸気配管隔離弁(外側)弁間のドレン弁バイパス弁用電動機より油のにじみが認められたため、当該電動機を点検。	D	
19	1号機	第3給水加熱器(B)内部点検において、囲い板(ドレン冷却器部を復水部と区切っている板)に減肉及び浸食が認められたため、当該部を補修。	D	
20	1号機	原子炉冷却材再循環ポンプ(B)吸込弁駆動用電動機より油のにじみが認められたため、当該電動機を点検。	D	
21	3号機	直流電源設備250V蓄電池の比重測定(定例)において、蓄電池2個の比重に比重管理値外れが認められたため、対応検討。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉の停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A5 : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ  
電話 0240-25-1353